

- 市役所電話(代表) ☎0422-45-1151
交換手に部署名をお伝えください。
- 相談先のご案内は **市民相談専用電話** ☎0422-44-6600
- あなたのご意見を **市民の声専用FAX** FAX 0422-48-2810
- 子どもを見守る **安全安心メールの登録** ☐maam@req.jp(空メールを送信)
- いつでも無料で **防災無線の内容確認** ☎0120-119-921(フリーダイヤル)

「みる・みる・三鷹」J:COMチャンネル武蔵野・三鷹(地デジ11チャンネル)第629号(4月7日～5月4日)
吉村司氏が語る、吉村昭書斎の魅力/みたかデジタル商品券/ご線橋の映像記録を公開中
放送時間/月～日曜日 9:00 12:15 20:00 22:15
※同番組は無料動画共有サイト「YouTube」でも配信しています。

むさしのFM 78.2MHz
「おはよう! 三鷹市です」放送時間/月～金曜日 10:20～10:25
「三鷹くちこみデレフォン」放送時間/木曜日 9:45～9:55

人口と世帯 令和6年4月1日現在 ()内は前月との増減
住民登録者数:190,309人(509人増)うち外国人:4,401人(61人増)
男:92,596人(179人増)/女:97,713人(330人増) 世帯数:97,228世帯(581世帯増)

学校給食費を無償化します



☎学務課 ☎0422-29-9815

市では、保護者負担を軽減するため、東京都が新設する補助制度を活用し、市立小・中学校の児童・生徒の学校給食費を4月から無償化します。

また、物価高騰が続いている状況を踏まえ、学校給食の栄養バランスや必要量を保つため、令和4年度から実施している食材費の高騰分に対する8%の支援を6年度も継続します。



太宰治展示室 企画展示



太宰文学と美術のまじわり

☎太宰治文学サロン ☎0422-26-9150

小館善四郎や鱈崎潤らとの交流を通して、美術に造詣を深めた太宰治の芸術性に迫ります。美術をモチーフにした太宰作品をはじめ、太宰が自ら絵筆を執った油絵や画家による装幀の初版本など、多彩な資料をご覧ください。

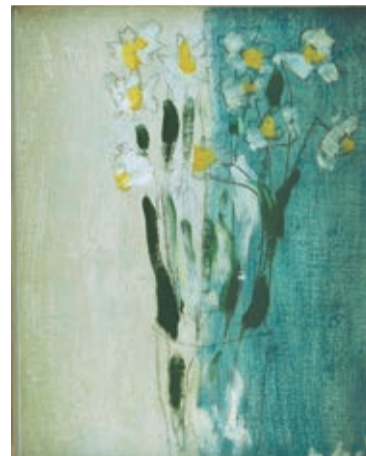
☎ 4月13日(土)～8月18日(日)午前10時～午後6時

◆休館日

月曜日(祝日の場合は開館し、翌日と翌々日が休館)、5月9日(木)・23日(木)～31日(金)、7月9日(火)～12日(金)

☎ 太宰治展示室(三鷹市美術ギャラリー内)

☎ 期間中会場へ



太宰治「水仙」昭和14、5年頃

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが暮らしやすいまちへ

☎企画経営課 ☎0422-29-9032

人権を尊重するまちづくりを推進するため、市政全般に通底する基本理念などを定めた「人権を尊重するまち三鷹条例」を制定し、4月1日から施行しました。

合わせて、条例の理念を踏まえ、性的マイノリティーの方の生きづらさや生活上の支障を軽減し、地域での理解促進につなげるため、パートナーシップ宣誓制度を開始しました。

人権を尊重するまち三鷹条例

すべての市民が一人の人間として尊重されるためには、市、市民、事業者などの協働によって、人権に関する意識を高めていくことが必要です。互いの人権を尊重し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくために、三鷹市の人権に関する上位規範として同条例を制定しました。

制定に当たっては、当事者や関係団体へのヒアリング、市民ワークショップやフォーラムの開催、市民会議・審議会での意見聴取、パブリックコメントなどでご意見を伺いながら検討を進めました。

◆主な内容

◆基本理念(第3条)

一人ひとりが人権に対する意識を高め、不当な差別を受けることなく暮らせるまちを実現します。

◆権利侵害等の禁止(第4条)

誰であっても社会のあらゆる場面において、①不当な差別的取り扱い、②あらゆるハラスメントなどの人権を侵害する行為、③アウトティング(本人の意に反する暴露)、④カミングアウト(自分の秘密を打ち明けること)の強制と禁止、⑤差別的言動を含むあらゆる暴力行為を行ってはなりません。

◆相談等および救済(第11条)

市民等は、権利侵害等について、市に相談、意見の申し立て、情報提供をすることができます。

◆その他

人権に関する相談員と審議会を設置します。

三鷹市パートナーシップ宣誓制度

一方または双方が性的マイノリティーでパートナーシップ関係にあるお二人からの宣誓を受け、受理証を交付します。手続きの際に窓口などで受理証を提示することで、婚姻関係にある方と同様にさまざまな行政サービスなどを利用できます。

また、市が交付する受理証で都の行政サービスも利用できます。詳しくは市ホームページをご覧ください。

◆宣誓できる方

- 満18歳に達している
- 市内在住または3カ月以内に転入予定
- 婚姻(事実婚を含む)をしていない
- 他者とパートナーシップ関係にない
- 近親者など民法上の婚姻できない関係にない

◆市で利用できるサービス(一部)

- 市営住宅、市民住宅、高齢者福祉住宅の入居申し込み
- 心身障がい者福祉手当
- 保育施設の入所手続など、各種保育サービス
- 災害見舞金の支給、り災証明書の代理申請

※本制度のパートナーシップ関係は、法律上の婚姻とは異なるため、法律に基づく権利や義務は発生しません。

※現在、都のパートナーシップ制度を利用している方も、三鷹市への宣誓ができます。



人権相談を開設しました

☎ 同課 ☎0422-29-9032へ

市内の人権侵害に関する困りごとなどを、ご相談ください。必要に応じて専門相談員につなぎ、法的な助言も行います。※個人間のトラブルの対応、相手方との交渉・仲介は行いません。